

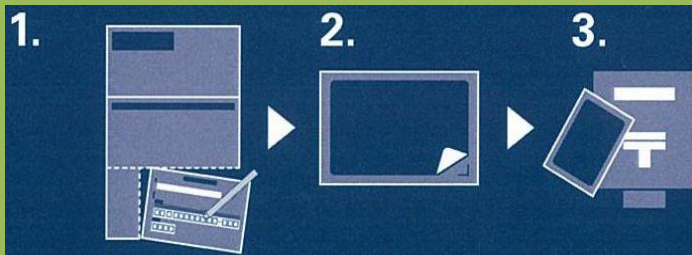
労働保険番号の調査に御協力ください

厚生労働省では、全ての雇用保険適用事業所について、労働保険番号の調査を行うこととしています。

調査は、原則として、労働基準監督署、公共職業安定所で管理している台帳を突合することにより行うこととしていますが、両官署への届出内容の齟齬などにより、両官署において管理している台帳の事業所情報が相違してしまっている事業所には、労働保険番号を確認するための調査票を送付することとしています。

調査票への回答について、御協力をお願いします。

- 調査票が送付された事業所に符番されている労働保険番号を記入してください。



1. 調査票に労働保険番号を記入し、ミシン目にそって切り離す。
2. 情報保護シールを貼る。
3. ポストに投かんする（郵便料金はかかりません。）。

< 調査期間 >

- 第1回送付分

平成22年12月10日(金) 発送、平成23年1月21日(金) 締切

- 第2回送付分

平成23年1月12日(水) 発送、平成23年2月10日(木) 締切

< 調査の効果 >

全ての事業所について、労働保険番号と雇用保険適用事業所番号との対応関係が明らかになることにより、将来的には、次のような体制整備を図ることが考えられます。

- ① 事業所が移転した場合など事業所の情報を変更する必要が生じた場合の届出が労働基準監督署、公共職業安定所のどちらか一方で済むようになり、事業主の事務負担の軽減が図られること。
- ② 労働保険料の納付対象となる被保険者数と公共職業安定所に届出を行っている被保険者数の確認が容易になり、届出漏れを防止できるようになること。

～ お問い合わせ ～

厚生労働省

労働基準局労災補償部労働保険徴収課・職業安定局雇用保険課（労働保険番号調査事務局）

0120-820250（平日9:00～17:00）

開設期間：平成22年12月10日(金)～平成23年3月4日(金)

※ 年末年始（平成22年12月29日(水)～平成23年1月3日(月)）を除く。